

会を設けて対策について検討中であるが、法隆寺の修理工事に関し左の2点について特に考慮を煩わしたい。

1. 法隆寺堂塔の修理工事に当り、形式構造の変更、建築材料の取換え及び壁面の取扱い等については慎重を期すること。
2. 修理工事の施行に先立ち、調査研究を徹底させ、現在の修理計画についても再検討を行うこと。

1-25

研究第394号の2 昭和24年9月6日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

#### 文化財保護法制定について(申入)

我が国の現状に鑑み特に文化財の保護と保存との急務を痛感しております際、近くこれが保護法案を審議せられると聞き詢に慶賀に堪えません。本会議は学術資料保存の立場から特別委員会を設けてこの問題を検討し、その研究の結果に基き別紙の如き意見の決定を見るに至りました。さきに参議院において作成された原案の趣旨は適切なものとして賛意を表するものでありますが、本会議より5月12日附を以て提出した希望意見と共に、別紙の条々に関し更めて御留意を煩度く存じます。なお法案の御審議に当つては各方面からの意見を参酌され、完全な保護法を制定されるよう期待するものであります。

(別紙)

#### 文化財保護法制定に対する意見

##### 1. 文化財保護の目的と範囲

- (イ) 文化財保護の目的は単に保存するがための保護にあるのではなく国民文化の向上と新しい文化の建設とに寄与するものを目標とする。
- (ロ) 広義の文化財として「史蹟」「天然記念物」及び「重要な学術資料」をも保護の対象とし、保護法に包含せられたい。

〔理由〕文化財は単に国民文化の伝統を誇るに足る文化的遺産たるが故にのみ貴重なのではなく、学術資料としての重要性が第一に考えられ、又新しい文化の建設に役立つに足るか否かが重視される。保護せらるべき文化財は国民の精神的並に物質的文化の向上に永久に利用せらるべきである。

又従前の国宝並に重要美術品に該当するものの外に、史蹟、天然記念物及び重要な学術資料も国民の歴史的記念物として、又国民生活に関連する文化の宝として保存保護すべきである。

外国産の文化財と雖も、日本に伝来すること久しく、日本文化の進展に貢献すること大なるものは、当然同一の取扱をうくべきものとする。

##### 2. 文化財保護と調査研究

文化財の保護には、これに対する調査研究が基礎的条件となるのであるから調査の機能並に機能を保護法に明記せられたい。

〔理由〕 文化財の保存には予め文化財そのものを広く徹底的に調査し、最も貴重と思われるものを取つて指定登録し国家の保護を加うべきである。保護すべき文化財の本質と保存の意義を十分に理解せしめなければこれに対する国民の協力は望まれない。従つて指定登録に当つては学術的裏付あるもののみが永久保存の対象となり学術調査が基礎的条件と言える。

専門審議会に諮問すべき資料の調査作製には、専門知識を有する専任の学者技術者を必要とし博物館、研究所等からの兼務のみに期待すべきではない。必ず事務局内又は独立の調査機構を考慮すべきものと思う。

### 3. 委員会とその機構

(イ) 委員の選任については学界の意向をも尊重し、各方面より択ぶことを必要とする。

(ロ) 事務局の組織を簡素にし、事務と技術との面を明確に区別することを必要とする。

### 4. 博物館と研究所

委員会の所属機関としては国立博物館の外に国立科学博物館を加え、研究所はそれらの附設とするのが適当である。

〔理由〕 博物館の本来の目的はあらゆる学術資料並に文化財を蒐集研究して、その研究の結果に基き、確実にして学術の参考となり国民の知識の向上と教養の助となり、或は翫賞に随するものを陳列して、一種の社会教育機関たると共に豊富なる研究資料を有する研究所たることに存する。従つて蒐集と研究と陳列とが鼎立した主要の機能であつて、単なる展覧場でも文化財の倉庫でもない。欧米の博物館にあつては各方面の専門学者を網羅して館員並に教授に任用し、大学と此肩して研究と陳列と教育とを分担している。従つて性格上博物館は文化財保護委員会からは独立して独自の使命を完うせしめるのが理想である。然し広義の文化財保存と展覧とを分担するものとして、博物館を文化財保護委員会の所属機関とするには、博物館としての機能を妨げぬよう十分の用意が必要である。国立博物館は歴史、美術、自然科学の3部門を並立するにあらざれば完全に文化財保存事業を分担することはできない。現在の国立博物館が主として美術部門の保存事業に関与できるのに対して、自然科学方面の文化財については、国立科学博物館の関与を必要とする。

国立研究所を新設して、学芸技術の専門学者を配置し、保護すべき文化財並に学術資料の研究調査、資料の蒐集、研究の発表等を行わしむるは極めて適切にして理想とするところである。但し、従来の我が国の研究所はこれと目的と組織とを異にしてあり、現存の美術研究所の如きをそのまま博物館と並立して保護委員会の所属機関とし文化財の調査研究、資料の作製等に当らしむるには無理がある。むしろ将来設けらるべき考古学研究所、工芸研究所、自然科学研究所と共に博物館の附設とするを適当と考える。

### 5. 文化財の指定登録

(イ) 国宝並に重要文化財の指定、解除、現状変更、管理、修理、各種の勸告命令、輸移出の許可その他の重要事項については文化財保護委員会は必ず専門審議会に諮問の上施行する旨の条項を加えること。

(ロ) 仮指定の条項を設けること。

〔理由〕 至急を要するものにあつては1年を限つて仮指定をなし重要文化財指定の準備行為とする必要がある。従前の「重要美術品等の保存に関する法律」は、「国宝保存法」の仮指定の役目をも果していたのである。

(ハ) 文化財の指定登録に当つては調査権ともいふべきものを考慮し所有権の協力を要請する各項を設ける必要がある。

〔理由〕 従来の実情を見るに国宝保存法によつても個人の所有物件は本人の承諾なき限り調査方法なく、従つて私人の珍藏品は如何に文化財として優れており学術資料として貴重であつても指定のできないのが常であつた。所有者の意志を尊重し所有権を保護するは当然であるが、公共の利益のために所有権の一部を制限することは新憲法にも認められている。所有者が進んで調査並に指定に協力し、必要な資料を提供すべき旨の条項を設くべきである。

尤も史蹟名勝天然記念物保存法には指定の前後を問わず調査ができる旨を規定している。

(ニ) 地方的の文化財にしてその地方特有のものについては、地方長官において指定保護することができるとの1条を設けるを適當とする。

#### 6. 管理と修理

(イ) 文化財の指定登録と共に、その管理方法を決定し、所有者又は管理者に通知する必要がある。

(ロ) 国宝及び重要文化財の修理には保存修理と維持修理とを区別することができ、保存修理にあつては責任者を明確にし、維持修理にあつてはその範囲程度を法案に定めておくべきである。

(ハ) 修理並に管理の権限の一部を地方長官に委譲することができる旨の条項を定め、これに要する経費の一部を地方庁に負担せしめる旨を規定するを適當とする。

#### 7. 指定以前の文化財の保護

(イ) 古墳墓にあつては明治7年の六政官達及び明治13年宮内省達によつて保護せられ、現在に至るまでこれによつて破壊毀損を禁止し、学術的発掘調査も主務官庁の許可によつてのみ行われている。文化財保護法制定に当りこれに代るべき法律を設くる必要がある。

(ロ) 古建築、史蹟その他の重要な古文化財の内には、研究調査の及ばない以前に破壊又は原状変更の行われるものの極めて多い現状に鑑み、未指定の文化財を発見したときは報告することの義務を負わせ、許可なくして破壊することのないように規定を設くべきである。

#### 8. 国宝及び重要文化財に対する免税

学術研究資料は徴税の目標としないのが常識である。指定又は登録により所有権の一部に制限を加えられた文化財には、財産税を免じて国民の文化財保護に協力せしむべきである。